

都城市建設工事等電子入札上の注意事項

第1 目的

この注意事項は、電子入札システムを使用して行う入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、都城市財務規則（平成18年規則第65号、以下「財務規則」という。）、都城市電子入札実施要綱（告示第307号、以下「実施要綱」という。）及び都城市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）並びにこの注意事項を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、都城市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

第3 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び同施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第4 入札の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、都城市の入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法等に基づく電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、都城市に当該ICカードを登録しておかなければならない。

第5 入札書の提出

- 1 入札に係る手続きは、電子入札システムにより行うものとし、原則として持参、電報又はファクシミリ等による入札書の提出は認めない。
- 2 入札書の提出期限までに、都城市が使用する電子計算機に備えられたファイルに入札金額、くじ番号その他所定の情報が記載されない入札書は、受理しない。
- 3 実施要綱第6条第4項各号又は運用基準第5の3各号のいずれかに該当する場合は、書面による入札（以下「紙入札」という。）に関する承諾（移行）願を提出し、承諾を得たときは、紙入札をすることができる。

なお、この場合の入札書は、紙入札に準じて封書にしたものを持参により提出する。

第6 工事費内訳書

工事費内訳書の提出を要するものについては、入札書とともに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札の場合にあつては、入札書に同封して提出するものとする。

なお、工事費内訳書の確認は、落札候補者のみ行うものとする。

第7 入札保証金

入札保証金の率は、入札金額（消費税額を含む。）の100分の5以上とする。ただし、財務規則第118条第2項の規定に該当する場合は免除する。

第8 入札の辞退

- 1 入札参加者は、入札を希望しない場合は、入札書を提出する前任何时候でも辞退することができる。
- 2 入札参加者は、入札を辞退する場合は、入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
- 3 入札締切予定時間を過ぎても入札書を提出していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札について不利益な取扱いを受けるものではない。

第9 入札書の書換等の禁止

入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第10 入札方式の変更及び入札の取りやめ等

- 1 やむを得ない事由により電子入札システムによる入札の続行が困難と都城市が認めた場合は、紙入札に変更することがある。
- 2 入札参加者が、第2及び第3の規定に抵触したとき等、都城市が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 入札執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り消すことがある。

第11 開札

開札は、指定した日時に行い、落札決定までの経過を電子入札システムにより入札参加者に明らかにするものとする。

第12 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、実施要綱第6条第4項各号又は運用基準第5の3各号のいずれかに該当し紙入札による場合は、別に定める「入札上の注意事項」の第5に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 同一人が同一事項について提出した2通以上の入札書
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が提出した入札書

- (4) 入札保証金を納めず、又は不足する者が提出した入札書
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札書
- (6) 予定価格を事前公表している場合において、入札金額が予定価格を上回る入札書
- (7) 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした入札
- (8) 同一の案件において電子入札及び紙入札の双方により提出のあった入札書
- (9) 内訳書が提出されていない入札書及び入札金額と内訳書の合計額が一致しない入札書及び内訳書の計算が間違っている入札書
- (10) その他入札条件に違反した入札書

第13 失格

最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回ることとなる価格で入札をした者は失格とする。

第14 落札者の決定方法等

- 1 落札者の決定方法は、次による。
 - (1) 一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。）にあつては、入札公告に定めるところによる。
 - (2) 指名競争入札にあつては、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者（第13の規定により失格となった者を除く。）を落札者とするを原則とする。なお、落札者となるべき最低の価格で入札をした者が2人以上あるときは、その入札参加者が入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づき電子入札システムによるくじにより落札者を決定する。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

第15 再度入札

- 1 予定価格を入札前に公表しない場合における再度の入札の回数は1回限りとし、入札回数は初回を含めて2回までとする。

なお、予定価格を入札前に公表する場合においては、再度の入札は実施しない。
- 2 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が失格又は無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

都城市建設工事等電子見積合わせ上の注意事項（随意契約用）

第1 目的

この注意事項は、電子入札システムを使用して行う随意契約の見積合わせに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

第2 法令等の遵守

- 1 見積参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、都城市財務規則（平成18年規則第65号、以下「財務規則」という。）、都城市電子入札実施要綱（告示第307号、以下「実施要綱」という。）及び都城市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）並びにこの注意事項を遵守しなければならない。
- 2 見積参加者は、見積りに際しては、都城市の指示に従い、円滑な見積合わせに協力し、正常な見積合わせの執行を妨げたり、他の見積参加者の見積りを妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい見積参加者として見積合わせに臨まなければならない。
- 3 見積参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知の上、見積書を提出しなければならない。

第3 公正な入札の確保

- 1 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）並びに電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）及び同施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「電子署名法等」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積参加者は、落札者の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

第4 見積の方法等

- 1 電子入札システムを利用できる者は、代表者又は当該代表者から見積りに関する権限の委任を受けた者とする。
- 2 前項で規定する代表者及び受任者は、電子署名法に基づく電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、都城市にＩＣカードを登録しておかななければならない。

第5 見積書の提出

- 1 この見積合わせは、見積書の提出及び届出等を、電子入札システムを使用して行う案件を対象とする。
なお、電子入札システムを使用できない者は、都城市の承諾を得て紙見積合わせ方式に代えるものとする。紙見積合わせの承諾に関しては、都城市に承諾（移行）願を提出するものとする。
- 2 見積書は、電子入札システムを使用して提出するものとし、持参、電報又はファクシミリによる提出は認めない。ただし、1により承諾を得た場合には、持参により見積書を提出することができる。
- 3 見積書の提出期限までに、都城市が使用する電子計算機に備えられたファイルに、見積合わせ入札の見積金額その他所定の情報が記載されない見積書は、受理しない。

第6 見積書の提出辞退

- 1 見積参加者は、見積書の提出を希望しない場合は、見積書を提出する前にはいつでも辞退することができる。
- 2 見積参加者は、見積書の提出を辞退する場合は、見積書の提出期間中にシステムを使用して辞退届を提出するものとする。
- 3 見積締切り予定時間を過ぎても見積書が電子入札システムに到達していない場合は、当該見積参加者が見積書の提出を辞退したものとみなす。
- 4 見積書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱を受けるものではない。

第7 見積書の書換等の禁止

見積参加者は、電子入札システムを使用して提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。見積金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として見積価格の無効の訴えを提起できないものとする。

第8 見積合わせ方式の変更及び見積合わせの取りやめ等

- 1 やむを得ない事由により、電子入札システムを使用した見積合わせの続行が困難と認めた場合は、従来の紙を用いた見積合わせ方式（以下「紙見積合わせ」という。）に変更することがある。
- 2 見積参加者が、第2及び第3の規定に抵触したときなど、都城市が必要と認めるときは、見積合わせの執行を延期し、当該見積合わせに関する調査を行うことがある。
調査の結果、見積合わせを公正に執行することができないと認められるときは、見積合わせの執行を取りやめることがある。
- 3 前項の規定により都城市が調査を行うときは、見積参加者は調査に協力しなければならない。
- 4 見積合わせ執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

第9 見積合わせの効力

次の各号のいずれかに該当する見積合わせは、無効とする。ただし、実施要綱第6条第4項各号又は運用基準第5の3各号のいずれかに該当し紙見積合わせによる場合は、別に定める「入札上の注意事項」の第5に準じるものとする。

- (1) 見積合わせ参加資格のない者が提出した見積書
- (2) 同一人が同一事項について提出した2通以上の見積書
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が提出した見積書
- (4) 談合その他不正行為があったと認められる見積書
- (5) 資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加制限基準に該当する複数の者のした見積書
- (6) 同一の案件において電子見積合わせ及び紙見積合わせの双方により提出のあった見積書
- (7) その他入札条件に違反した入札書

第10 随意契約の相手方の決定方法等

- 1 随意契約の相手方の決定方法は、地方自治法第234条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で見積書の提出をした者を随意契約の相手方とすることを原則とする。

- 2 随意契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって見積価格とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分に100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を見積書に記載すること。
- 3 随意契約の相手方となるべき最低の価格での見積合わせをした者が2人以上あるときは、その見積参加者が見積合わせと同時に提出した電子くじの入力番号に基づく、電子くじシステムにより随意契約の相手方を決定する。

第11 見積合わせ回数

- 1 見積合わせの回数は、限度なしとする。
- 2 初回の見積合わせに参加しなかった者又は見積合わせが無効となった者は、再度の見積合わせに参加できないものとする。